

静 情 審 第 2 4 号  
平成30年12月25日

静岡県知事 川勝平太 様

静岡県情報公開審査会  
会 長 牧 田 晃 子

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年8月15日付けふ茶第47号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

実施機関が特定の土地を取得するに当たり土地収用法適用事業に該当しないと判断した記録等の非開示決定に対する審査請求（諮問第218号）



## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事の決定は妥当である。

### 2 審査請求に至る経過

- (1) 平成30年2月16日、審査請求人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別記1の公文書開示請求を行い、同月19日、実施機関は、当該開示請求を受け付けた。
- (2) 実施機関は、平成30年3月5日、別記2の文書（本件対象公文書）を特定し、作成又は取得していないとして、条例第11条第2項に基づく公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成30年5月2日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件決定を取り消し、本件対象公文書の全部を開示するよう求めるものであり、審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分は、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「収用法」という。）第3条各号の一に該当するものの関連事業であることから、収用法第16条の規定に違反しており違法である。
- (2) 収用法第2条は「（略）収用し、又は使用することができる。」と義務とはしていないが、収用法第16条は、「（略）関連事業のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。」とされている。
- (3) 法理に従えば、実施機関は本体事業（静岡県の保有する特定施設）の関連事業（駐車場）のために、執るべき事業認定庁の認定等を受けなければならなかったにもかかわらず、失念、不作為、又は恣意が認められる。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が諮問書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 収用法は、公共事業の用地取得に当たって地権者の同意が得られない場合等に当該土地を取得するための法的手段を規定したものである。国や地方公共団体等が公共事業のために土地を取得する場合、通常は地権者との間で任意の話し合いにより

売買契約を締結するが、事業への反対、補償内容に同意できない等の理由により売買契約ができない場合に、公共事業のために必要な土地を強制的に取得することになる。

- (2) 静岡県の保有する特定施設に隣接する駐車場用地（以下「本件駐車場用地」という。）の取得方法は、収用法に基づくものではなく、土地所有者からの売却の意向を受け、施設の安定的な運営等を考慮し、合意に基づく契約手法を採用して、平成29年10月31日に土地売買契約を締結、同年11月1日付けで所有権を移転している。また、売買契約に至る過程では、本件駐車場用地の取得方法は民法に基づく任意買収であるため、土地所有者に対して収用法の適用がないこと及び収用法に基づく取得の場合の税法上の優遇措置がないことも説明している。
- (3) 本件開示請求は、特定の土地を取得するに当たり、収用法の適用事業に当たらないと判断した記録（文書1）及び収用法の適用事業か否かについて税務署との事前協議に入ったことがわかる資料（文書2）の開示を求めるものである。
- (4) 収用法第16条では、「土地を収用し、又は使用しようとするときは、事業の認定を受けなければならない」と定めており、県への事業認定は国から受けることになり、事業認定申請をしようとするときは、収用法で規定されている事業認定要件に該当するか等を検証する。しかしながら、本件に関しては、任意取得について土地所有者の同意が得られていたため、収用法の適用を受ける必要がなく、また、同意が得られなかった場合には、従前の賃貸借契約を継続するか、代替地での目的実現性を検討することになる。
- (5) 本件のように、収用法の適用にならないことが明白な場合、事業認定申請は行わず、税務署への事前協議についても、事業認定申請が前提条件とされているため、協議は実施していない。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

- (1) 実施機関は、本件開示請求を受け、本件対象公文書（文書1及び文書2）を特定し、本件駐車場用地の取得の経緯を踏まえれば当然に収用法の適用がないと判断し、条例第11条第2項の規定に基づき本件決定を行ったものである。これに対し、審査請求人は、本件駐車場用地の取得について、当然に収用法の適用の余地があることを前提に、本件対象公文書を保有しているはずだとしていることから、以下、検討する。
- (2) 土地収用制度及び収用法について  
国や地方公共団体等が様々な公益事業を実施していく上で、土地その他の財産が必要となることがある。しかしながら、土地には代替性が十分にあるとはいえ、土地を強制取得する制度がなければ、土地所有者が買収に応じないときには、公益事業が遂行されない等、社会にとって著しい支障が生ずる。そこで、特定の公益事

業のために土地を必要とするときは、土地所有者の同意が得られない場合であっても土地を強制的に取得することを可能にする制度が必要であり、その基本となる法律が収用法である。

(3) 本件対象公文書の保有の有無について

ア 実施機関は以下の理由により本件対象公文書（文書1及び文書2）を保有していないと主張する。

(ア) 本件駐車場用地の取得は、当該土地の所有者から売却の意向を受け、売買契約という任意取得の方法を採用していることから、収用法の適用を検討するまでもなかった。

(イ) 仮に本件駐車場用地について任意取得の方法をとることができなかつたとしても、従前の賃貸借契約を継続するか代替地を探す方法を検討したはずである。

イ 収用法は、上記(2)で述べたとおり、土地所有者の同意を得られず土地を取得できない場合に強制的にこれを取得する手続等について定めているところ、本件駐車場用地の取得については売買契約が締結されている。さらに、当該契約は土地所有者からの申出に基づき行われたとされ、この点を覆すに足る事情も認められない。

ウ したがって、本件対象公文書を保有していないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、実施機関において本件対象公文書を保有しているとは認められない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記3のとおりである。

別記1 開示請求の内容（本件請求文書）

請求1 静岡県に保有する特定施設の駐車場用地売買について、「収用事業ではないため、（控除する経費）特別控除なし」と示され、その理由として「強制執行が考えられないからあるいは強制執行に至らないから、収用ではない」と説明されているところですが、それは何時、何処で、どの段階・レベルで判断されたものですか。

請求2 会議や会合においてですか。そうならば議事録や記録が残っていますか。

請求3 話しが進展していくと、浜松西税務署になると聞いておりますが、税務署資産税部門との事前協議に入ると思われますが、実現できましたか。

別記2 実施機関が特定した文書（本件対象公文書）

文書1 土地収用法の適用事業に当たらないと判断した記録

文書2 土地収用法の適用事業か否かについて税務署との事前協議に入ったことがわかる資料

別記3 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過	審 査 会
平成30年 8月15日	実施機関から諮問書を受け付けた。	
平成30年 9月14日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
平成30年10月24日	審議	第325回
平成30年11月29日	審議	第326回
平成30年12月25日	審議、答申	第327回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
池 田 恵 子	静岡大学教育学部 教授	第325回、第326回
大 原 和 彦	弁護士	第325回、第326回、 第327回
高 橋 正 人	静岡大学人文社会科学部 准教授	第327回
牧 田 晃 子	弁護士	第325回、第326回、 第327回
望 月 律 子	常葉大学健康科学部看護学科 特任教授	第326回、第327回、
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 学部長	第325回、第326回、 第327回